

第4章. 全体構想【都市計画マスタープラン】

第4章．全体構想【都市計画マスタープラン】

- 全体構想は、まちづくりの将来像や計画の目標を達成するための、分野別の取組方針を位置づけるものです。
- 全体構想は、以下の分野で構成します。
 - ① 土地利用
 - ② 交通体系
 - ③ 住環境・市街地整備
 - ④ 防災まちづくり
 - ⑤ 都市施設整備

1．土地利用構想

1－1．基本的な考え方

- 本市は、面積の約 60%が森林、約 18%が農地であり、豊かな自然環境に囲まれた都市です。
- 本市には、能代都市計画区域・二ツ井都市計画区域が設定されていましたが、2012 年（平成 24 年）に都市計画区域を統合し、一つの都市計画区域となりました。
- 近年の市街化の動向は、おおむね用途地域内に限定されます。しかし、能代東 I.C.周辺や国道 7 号沿道における沿道サービス施設の立地により、後背農地への市街化が進むおそれがあります。
- 一方、能代地域の中心市街地や二ツ井地域中心部では、それぞれ、にぎわいの形成や活性化に向けた取組を継続的に進めており、土地利用による支援の取組を合わせて実施し、相乗効果を図っていくことが重要です。
- 以上のことから、次の考え方を基本として、計画的な土地利用を進めていきます。

（1）市街地の外延化を抑制します

- ・ 市街地エリアは、居住環境の保全または業務の利便性向上、市街地周辺の自然環境の保全を図るため、用途地域の指定による土地利用の規制・誘導を図ります。
- ・ 市街地を取り囲む田畑等の農地のうち、将来的に市街化圧力の高まりが予見される区域にあつては、都市計画制度の活用による保全を検討します。

（2）中心拠点に都市機能や居住を誘導します

- ・ 能代地域の中心市街地や二ツ井地域中心部では、両地域中心部の拠点性の維持や活性化に向け、立地適正化計画において都市機能誘導区域および居住誘導区域を定め、都市機能や居住を誘導します。

1－2. 土地利用の方針

(1) 誘導促進エリア

1) 中密度住宅地

- ・ 能代駅西側の中心市街地や二ツ井駅周辺の地域中心部など、比較的人口密度が高く、医療・福祉・商業・子育て支援等の各種の生活サービス施設が立地している住宅地を、「中密度住宅地」に位置づけます。
- ・ 中密度住宅地は、住宅と各種の生活サービス施設が近接し、徒歩や自転車等で利用がしやすい利便性の高い地区として、戸建て住宅や集合住宅を中心としながら、生活利便施設が混在した、複合的な土地利用を誘導します。
- ・ 特に、居住の誘導にあたっては、空き家のリフォーム、老朽化の著しい空き家の解体と当該地の活用の一体的な取組、空き地の交流広場やオープンスペースとしての活用など、既存ストックの活用を支援します。

2) 中心商業・業務地

- ・ 能代駅から市役所を中心とした地区および二ツ井駅の周辺地区を、「中心商業・業務地」に位置づけます。

《能代地域》

- ・ 能代地域の中心商業・業務地は、本市の中心となる拠点として、医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービス施設のほか、行政機能や文化機能等の多様な機能が集約され、高質で利便性の高い市街地の形成を目指し、都市機能や居住を誘導します。
- ・ 都市機能の誘導にあたっては、空き店舗のリフォーム・リノベーションや未利用の公有地の活用など、既存ストックの活用を支援するほか、中心市街地再開発の支援の検討を進めます。また、公共空間等のオープンスペースを活用した、にぎわい形成に資する取組を支援します。

《二ツ井地域》

- ・ 二ツ井地域の中心商業・業務地は、二ツ井地域の拠点として、医療・福祉・商業・子育て支援等の各種の生活サービス施設のほか、行政機能や文化機能など、地域住民が日常の生活に必要な機能が集約された市街地の形成を目指し、都市機能や居住を誘導します。
- ・ 都市機能の誘導にあたっては、空き店舗のリフォーム・リノベーションなど、既存ストックの活用を支援します。また、公共空間等のオープンスペースを活用した、にぎわい形成に資する取組を支援します。

図 高質で利便性の高い市街地（能代地域）のイメージ

【「高質」＝一体的・連続的な利用ができる環境】

⇒あらゆるものがつながり、様々な「交流・交錯」を生むことで、新たな価値を創造します

■ サービスのつながり	・ 一定のエリアの中に集約された多様なサービスを、自由に、一体的に利用することができます
■ 場・空間のつながり	・ 生活サービス施設の建物 1 階部分と、歩道や公園・広場等の公共空間が連続しており、来街者に開かれた空間が形成されます
■ 利用者のつながり	・ 多様な年代・性別の人が集まり、世代や性別を超えた交流が行われます
■ 活動のつながり	・ 商店街や市民団体、行政など、多様な主体によって、様々な活動・取組が活発に行われます



表 中心商業・業務地と沿道商業・業務地の機能や利用者等の比較

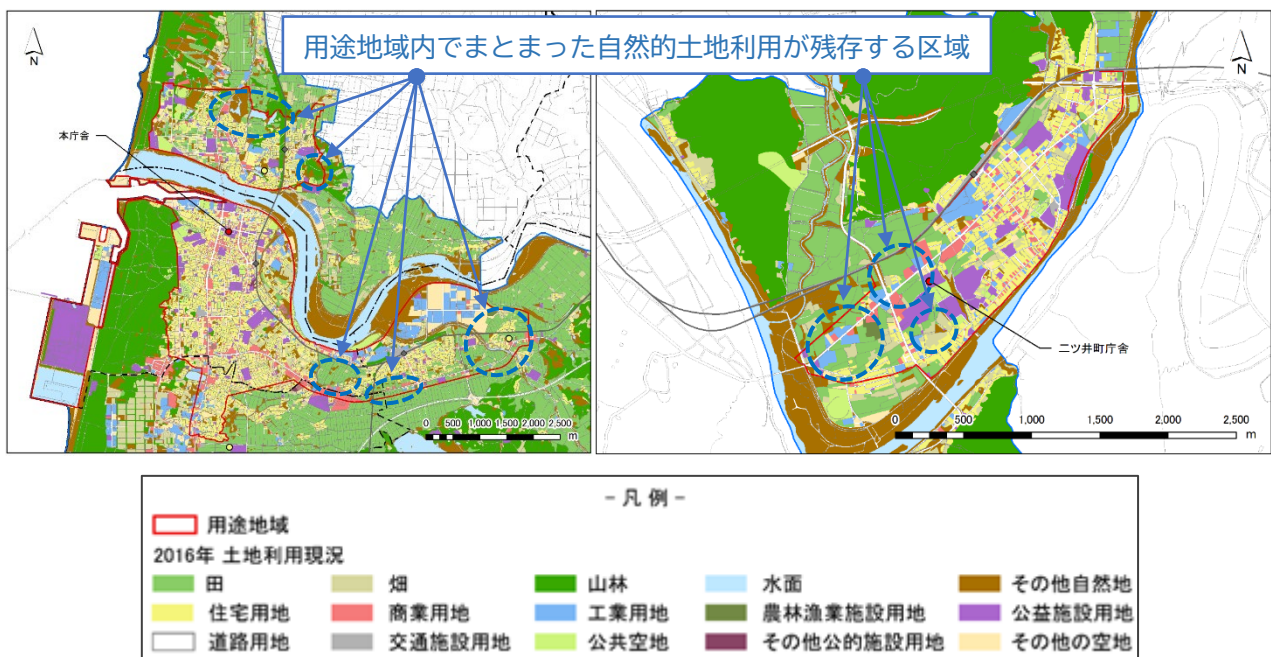
		中心商業・業務地 (能代およびニツ井の地域中心部)	沿道商業・業務地 (国道7号や国道101号等の沿道)
■ 位置づけ		・本市の中心となる拠点 ・医療・福祉・商業・子育て支援等の多様な機能が立地し、生活サービスを提供する市街地	・自動車交通を活かした沿道型のサービス等を提供する市街地
■ 立地機能	大規模小売店舗	△	○
	小規模店舗(個店)	○	△
	業務施設	○(主に事務所)	○(主に工場や流通)
	子育て支援施設	○	×
	医療施設	○	△
	介護・福祉施設	○	△
	教育・文化施設	○	×
	住宅	○	△
	公園等オープンスペース	○	×
	区分	○:主たる機能として立地しているもの、または、誘導するもの △:立地は可能だが、施設数が少なく主たる機能とはならないもの ×:立地していないもの、または、誘導しないもの	
■ 主な利用者		・主に、市内居住者	・市内および隣接町居住者
■ 利用形態		・主に、徒歩や自転車、鉄道や路線バス等の公共交通 ・複数施設を面的に利用・回遊	・主に、自動車 ・目的となる施設単体を利用
■ 特徴		・来街者が複数施設を回遊しながら利用することで、様々な交流の創出やコミュニティの維持・形成が期待される ◆来街者と店舗等運営者 ◆来街者同士 ◆来街者と居住者 ◆居住者同士	・自動車交通の利便性の高さから、市内だけでなく、市外からの広域的な利用が期待される

（２）市街地エリア

１）一般住宅地

- ・ 誘導促進エリアの外側に広がる住宅市街地を、「一般住宅地」に位置づけます。
- ・ 一般住宅地は、主に戸建て住宅を中心とした土地利用の規制・誘導を進めつつ、生活道路や上下水道など、必要な社会基盤の整備や機能維持を図り、良好な居住環境が確保されたゆとりある住宅地を形成します。
- ・ 特に、商業や工業等の土地利用との混在が少ない地区は、専用住宅地として、良好な居住環境を保全します。
- ・ 東能代地区および向能代・落合地区の一般住宅地は、鉄道駅に近接し、医療・福祉・商業・子育て支援等の各種の生活サービス施設が混在した土地利用を維持します。また、周辺環境と調和した土地利用の誘導に向け、用途地域の見直しなど、必要に応じて対応を検討します。
- ・ 一般住宅地のうち、農地等の自然的土地利用が残存し、都市的土地利用として将来的な利活用の見込みがない地区においては、用途地域の適用除外を検討するなど、自然環境を保全します。

図 用途地域内に残存する一定規模以上の自然的土地利用



出典：都市計画基礎調査（2016年3月）

2) 沿道商業・業務地

- ・ 国道7号や国道101号、一般県道富根能代線等の幹線道路沿道に形成された商業・業務市街地を「沿道商業・業務地」に位置づけます。
- ・ 国道7号のかいらげふち～東能代駅入口交差点周辺に位置する沿道商業・業務地は、現在の用途地域の指定範囲を基本とし、後背農地への影響に配慮しながら、商業・観光・物流など、広域的な利用に対応した柔軟な土地利用を図ります。
- ・ その他の沿道商業・業務地は、自動車交通のアクセス性を活かした利便性の高い沿道型の市街地としての利用を継続しつつ、周辺の居住環境や営農環境のほか、中心商業・業務地への影響も考慮し、能代東 I.C.周辺の開発動向を踏まえた建物用途の制限のあり方などについて研究・検討を進めます。

3) 工業地（市街地エリア内）

- ・ 能代港や能代工業団地など、工場等が立地した工業市街地を「工業地」と位置づけます。
- ・ 工業地は、工業振興の中心地として、周辺環境との調和に配慮しつつ、操業環境を維持します。
- ・ 能代港は、海洋再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するための拠点港湾（基地港湾）であることから、必要な港湾機能の整備のほか、周辺の工業地への洋上風力関連の企業立地を促進します。
- ・ 能代工業団地の工業地は、能代港や能代東 I.C.等の広域交通網に近接した立地を活かし、周辺の自然環境と調和した操業環境の維持・向上を図ります。
- ・ 産業振興および新たな企業誘致に取り組むため、市全体を対象に、新たな工業団地の整備に向けた調査や検討を推進します。
- ・ 工業地のうち、工場の撤退により住宅地など他用途への転用が見込まれる地区または既に住宅地など他用途の施設が立地している地区は、住居系用途地域への見直しなど、必要に応じて対応を検討します。

（3）その他のエリア

1) 農山村集落地

- ・ 郊外部の農地や山間部に点在する既存集落を「農山村集落地」と位置づけます。
- ・ 農山村集落地は、周辺の自然環境や営農環境を保全しつつ、生活環境の維持を図ります。また、首都圏等からの移住者の受け入れを促進するとともに、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
- ・ 浅内、檜山、鶴形、常盤、富根の各地区に位置する農山村集落地は、周辺の小規模集落を含めた生活圏の中心地として、日常生活を支える生活サービス施設や道路等の社会基盤など、地域の実情に合わせた必要な機能を維持・確保するとともに、地域資源や地域特性を活かした魅力ある地域づくりを促進します。

2) 工業地（市街地エリア外）

- ・ 能代木材工業団地（内陸部）や松原・烏野・沢口の各工業団地など、工場等が立地した工業用地を「工業地」と位置づけます。
- ・ 工業地は、工業振興の中心地として、周辺環境との調和に配慮しつつ、操業環境を維持します。
- ・ 能代木材工業団地（内陸部）の工業地は、臨海部と合わせ、秋田県立大学木材高度加工研究所など、産・学・官・金が連携した取組を促進します。

3) 農地

- ・ 郊外部に広がる田・畑等を「農地」と位置づけます。
- ・ 農地は、効率的で安定的な農業経営に資するよう、ほ場整備事業等を推進し、担い手への農地の集積を進めます。また、農業水利施設の有効活用や長寿命化を進めつつ、生産基盤の強化を図ります。
- ・ 市街地の外延化の抑制および中心拠点への都市機能や居住の誘導を支援するため、将来的に市街化圧力の高まりが予想される農地を対象に、都市計画制度の活用による土地利用規制の適用について検討します。

4) 森林

- ・ 白神山地に代表される山間部等の森林地帯など、現在の森林地域を「森林」と位置づけます。
- ・ 森林は、林業生産の基盤であるとともに、保水や治山、レクリエーション等の多様な機能を有しているため、これらの機能を保全します。
- ・ 機能の保全にあたっては、地域住民、NPO、企業、各種団体等が実施するボランティアや地域活動に対し、支援を行います。

5) 河川・水面

- ・ 米代川等の河川のほか、小友沼等の池沼、日本海に面した海岸部を「河川・水面」と位置づけます。
- ・ 河川・水面は、水質の保全や親水機能の維持・向上を図るほか、地域住民、NPO、企業、各種団体等が実施する、良好な水辺環境を保全する活動に対し、支援を行います。
- ・ 米代川は、親水、自然学習、交流・連携等の機能の維持・充実に促進します。また、水害の発生防止および被害抑制に向け、河道掘削など、河川改修等の治水対策を促進します。



2. 交通体系構想

2-1. 基本的な考え方

- 本市は、日本海沿岸東北自動車道、国道7号および国道101号を中心とした骨格道路が、隣接都市や各地域をつないでいます。また、日本海沿岸東北自動車道は、2023年度（令和5年度）に二ツ井今泉道路の開通が予定されており、地域間交流や産業活動等の拡大が期待されています。
- 市内の都市計画道路をみると、2020年度末（令和2年度末）時点の改良済延長の割合は60.6%であり、都市計画決定後20年以上の長期にわたり、整備未着手となっている区間も多数存在します。
- 既存の道路については、老朽化や自然災害への対策など、道路機能を持続的に発揮できるよう、維持管理や更新を進めていくことが重要です。
- 本市の公共交通は、JR奥羽本線や五能線、路線バスが基軸となり、地域の特性に応じ、コミュニティバスや巡回バス、デマンド型乗合タクシーをそれぞれ配置しています。しかし、市民の主な交通手段は自動車であり、公共交通の利用者数は年々減少しています。
- 一方、高齢化の進行により、自主的な運転免許の返納や健康上の理由等から、自動車の運転ができなくなる高齢者が増加することが予想されます。そのため、日常生活における移動手段の選択肢のひとつとして、公共交通の重要性は、今後、一層高まっていくと考えられます。
- 以上のことから、次の考え方を基本として、計画的な交通体系の整備を進めていきます。

（1）本市と他都市、能代・二ツ井の中心拠点間の連携機能の維持・向上を図ります

- ・ 「集約連携型の都市構造」の形成に向けては、本市と他都市や、能代・二ツ井の中心拠点間を連携する交通体系を確保することが必要です。そのため、都市間や中心拠点間を連絡する幹線道路の計画的な整備や維持管理・更新のほか、鉄道や主要バス路線の利便性の向上等を図ります。

（2）社会経済情勢の変化を踏まえた道路整備を推進します

- ・ 都市計画道路は、都市計画決定から20年以上の長期にわたり整備未着手となっている区間を中心に、「集約連携型の都市構造」の実現を踏まえた必要性や実現性を再検証し、見直しを行います。
- ・ 既存の道路は、老朽化の状況や発生が想定される災害リスクの状況等を踏まえ、計画的な維持管理・更新を図ります。また、利用状況を踏まえた再編や廃止等の可能性についても検討し、効率化を図ります。

（3）持続可能な交通ネットワークの構築・維持を図ります

- ・ 既存の鉄道や路線バス、コミュニティバス、巡回バス、デマンド型乗合タクシーは、運行ダイヤの見直しや乗り継ぎ環境の改善、ICT等の新技術の活用等により、利便性の向上を図ります。また、地域コミュニティとの協働による新たなサービスの導入を検討するなど、地域の実情に応じた移動手段を確保します。
- ・ 公共交通の利用に関する積極的な情報発信や重要性の理解促進により「公共交通が地域における重要な資源のひとつである」という意識の醸成を図るなど、公共交通の利用促進を図ります。

(1) 道路ネットワークの構築

- ・ 大館能代空港や能代港との連結による広域的なヒト・モノの交流拡大、市内の交通混雑の緩和、救急搬送時間の短縮等を図るため、日本海沿岸東北自動車道の全線開通を促進します。
- ・ 国道 7 号および国道 101 号は、竹生バイパス（国道 101 号）の整備や交通安全対策等の必要な道路整備のほか、適切な維持管理や更新を促進します。
- ・ 本市と青森県を結ぶ沿岸部の広域的な物流や観光交流等の拡大を図るため、地域高規格道路の候補路線である西津軽能代沿岸道路の計画路線への位置づけに向けた働きかけを行います。

表 広域幹線道路の対象路線

区分	対象路線
高規格幹線道路	● 日本海沿岸東北自動車道
一般国道	● 国道7号 ● 国道101号

・ 主要地方道能代五城目線や一般県道石川向能代線等の主要な県道は、荷上場バイパス（一般県道西目屋二ツ井線）の整備や交通安全対策等の必要な道路整備のほか、適切な維持管理や更新を促進します。

表 地域間幹線道路の対象路線

区分	対象路線
主要地方道	● 4号:能代五城目線 ● 63号:常盤峰浜線 ● 64号:能代二ツ井線
一般県道	● 143号:石川向能代線 ● 205号:富根能代線 ● 317号:西目屋二ツ井線

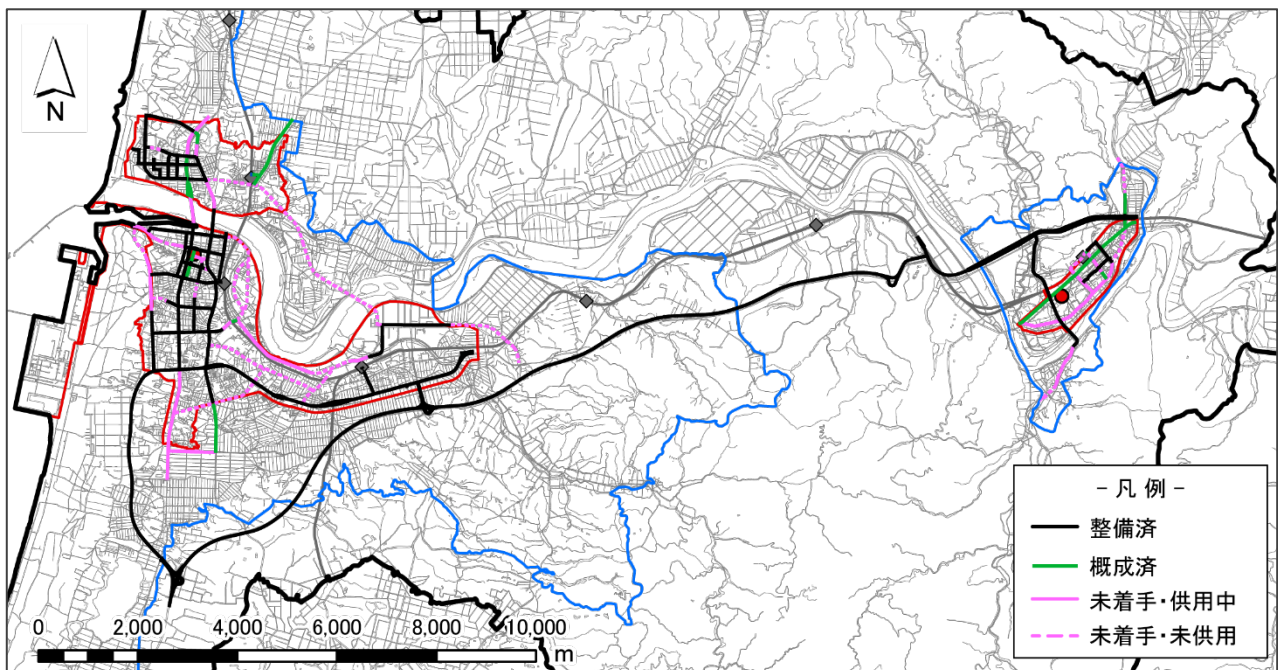
3) 市街地内幹線道路

- 都市計画決定された幹線街路は、計画的な整備を推進するほか、長期間にわたり事業着手がなされていない路線については、必要性等を再検証し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定したうえで、計画の見直しを行います。

表 見直し候補対象路線

対象路線		
● 3・3・103 柳町新道線	● 3・4・106 温泉2号線	● 3・4・107 向能代道地線
● 3・4・108 長根町1号線	● 3・4・109 仁井田線	● 3・4・112 材木町東能代線
● 3・4・113 萩の台線	● 3・4・114 河戸川松長布線	● 3・4・115 柳町出戸線
● 3・4・116 中和通り出戸沼線	● 3・4・117 向能代駅前線	● 3・4・118 塙川線
● 3・4・119 赤沼河戸川線	● 3・4・120 出戸仁井田線	● 3・4・121 畠町線
● 3・4・122 柳町線	● 3・4・123 畠町柳町線	● 3・5・126 中川原裏通り線
● 3・5・128 栄町上町線	● 3・4・203 停車場線	● 3・5・206 本町通線
● 3・5・207 種梅線	● 3・5・208 太田面上野線	● 3・5・209 荷上場線
● 3・5・210 太田面山根線		

図 都市計画道路の整備状況



出典：能代市資料（2021年3月31日時点）

4) 生活道路の維持・改善

- 生活道路は、安全上緊急性が高いものや老朽化対策が必要なものを中心とし、地域住民等の理解を得ながら整備および維持・改善を推進します。

(2) 既存道路の機能維持・向上

- 既存道路は、日常の道路パトロールや定期点検のほか、市民等から寄せられる情報等により状況を把握し、ライフサイクルコストの低減を前提とした、計画的な維持管理・更新を推進します。
- 橋りょう等の道路構造物のうち、老朽化等により早急に措置が必要で、修繕ができない場合は、通行規制や通行止めなど、適切な対応を図ります。また、利用状況を踏まえ、必要に応じて集約化・撤去の検討を行います。
- 児童生徒が安全に通学できる通学路の安全確保を図るため、点検結果に基づく対策必要箇所を中心とし、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた必要な対策を推進します。
- 能代駅周辺や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区を対象とし、バリアフリー化の方針を検討するとともに、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた必要な対策を推進します。
- 自治会・町内会、自主防災組織等が設定した避難経路を中心とし、津波災害や水害、土砂災害等のリスクを考慮した、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた必要な対策を推進します。

(3) 道路空間を活用したまちづくりの促進

- 能代地域の中心市街地では、居心地が良く歩きたくなる空間づくりを促進するため、車道の一部や店舗軒先をオープンスペースとして活用するなど、ゆとりのある歩行空間や、歩道と一体となった居心地の良い空間の創出に向けた取組を進めます。
- 地域住民、NPO、企業、各種団体等が実施する、道路空間を活用したにぎわい形成等に資する取組を支援します。

図 空き店舗と歩道を一体活用した実証実験（畠町通り）



2-3. 公共交通網整備の方針

(1) 「連携」による公共交通体系の形成

- ・ 集約連携型の都市構造の実現を前提に、土地利用計画等のまちづくりのほか、観光や医療、福祉、教育、物流など、あらゆる分野と連携しながら、持続可能な公共交通体系の形成を目指します。
- ・ 自動車による移動だけに頼らず、高齢者を含めた全ての人が安心して円滑に移動することができる環境を目指し、鉄道や路線バス等の公共交通のみならず、民間事業者や地域住民など多様な主体との協働も含めた移動手段の確保およびサービスの維持・向上を目指します。
- ・ 公共交通の利活用ガイドの作成や高齢者および低年齢層を対象とした乗り方教室の開催など、公共交通を「乗って残す」という意識を、市民とともに醸成していきます。

(2) 公共交通ネットワークの構築

1) 鉄道

- ・ 市内外との連携を担う、JR 奥羽本線や五能線は、利用状況に応じた運行本数を確保するとともに、路線バスとのスムーズな乗り継ぎの実現に向けて必要な取組を進めます。
- ・ 広域的な観光交流等の拡大を図るため、奥羽新幹線および羽越新幹線の実現に向けた働きかけを行います。

2) 路線バス、コミュニティバス、巡回バス

- ・ 路線バスやコミュニティバス、巡回バス等のバス交通は、利用状況に応じた運行ダイヤやルートの見直しなど、計画的な再編等を促進します。
- ・ 特に、隣接都市や市内の拠点間をつなぐ主要なバス路線は、能代山本地域および本市における基幹的なバス路線として、利便性の向上および利用促進を図ります。

3) デマンド型乗合タクシー

- ・ デマンド型乗合タクシーは、農山村集落と市街地部をつなぐ生活路線として、利用状況に応じた運行形態の見直しなど、運行サービスの維持・改善を促進します。

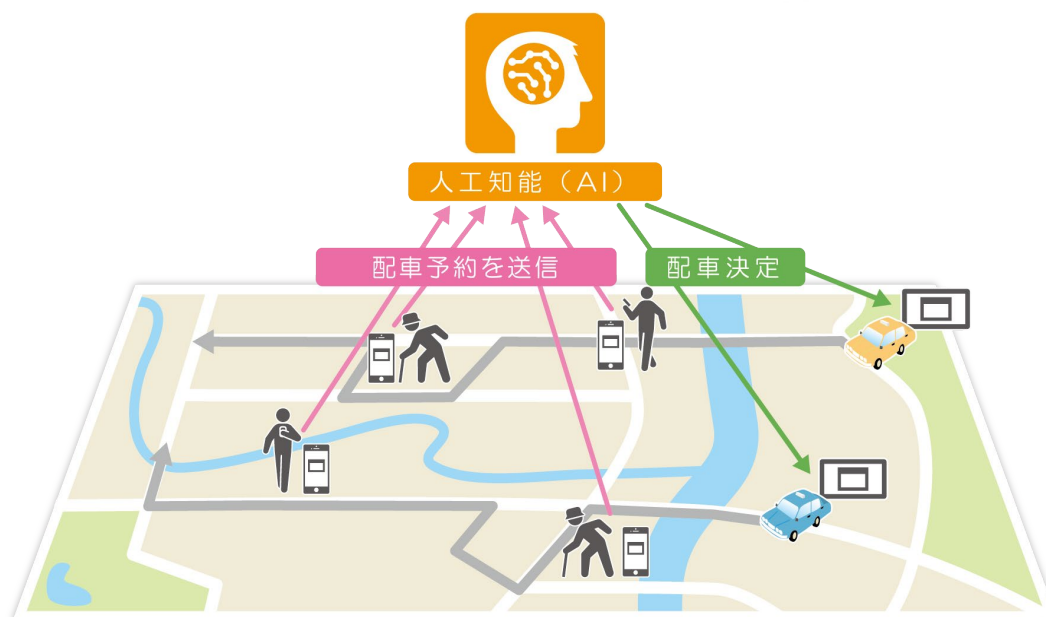
4) その他の交通

- ・ 自家用有償旅客運送や福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設等への送迎サービスなど、地域の実情や需要を踏まえ、民間事業者や地域住民など多様な主体との協働による移動手段の導入可能性について、必要に応じて検討します。

（3）新技術の活用検討

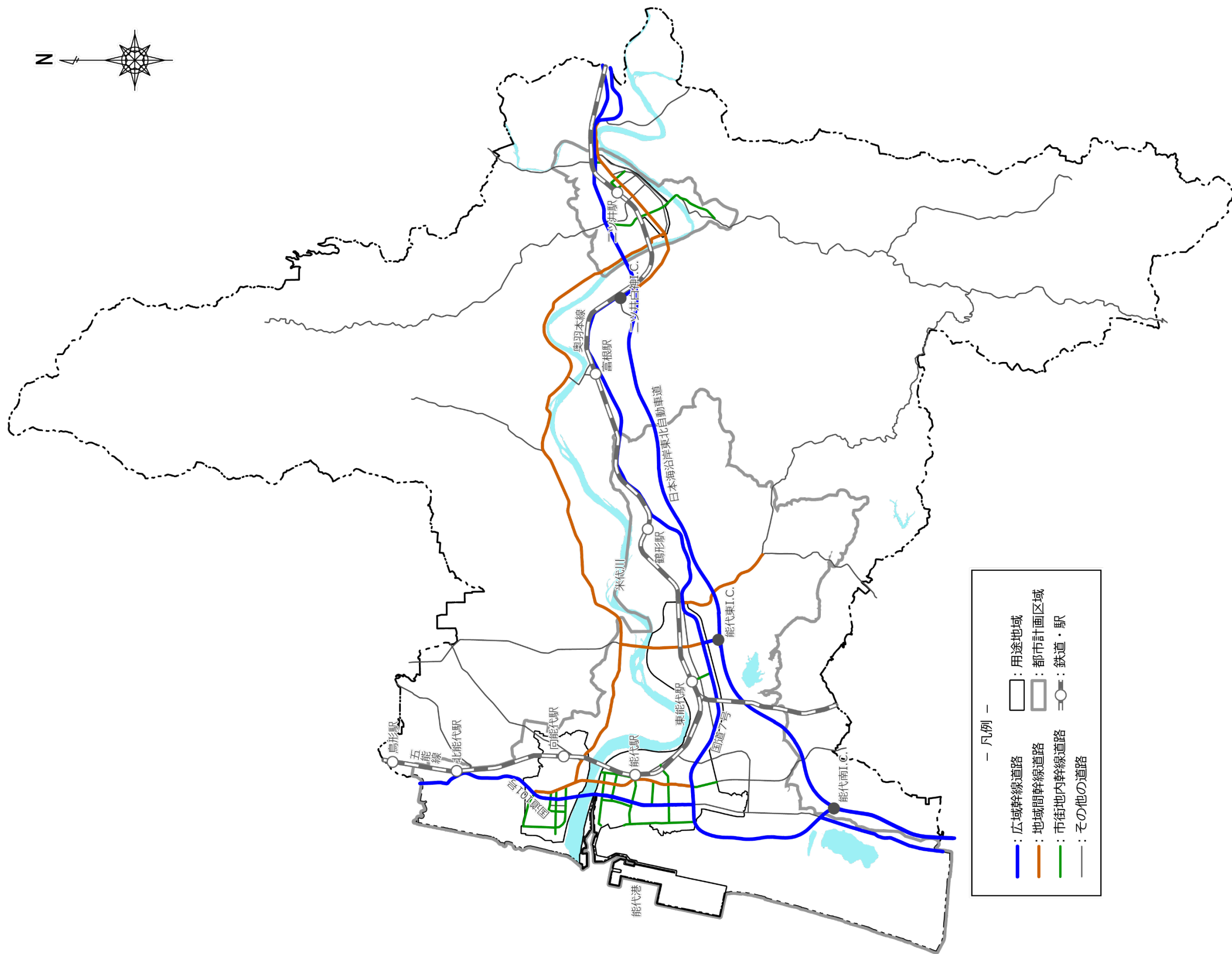
- 公共交通運行情報の整備・発信やサービスの連携（MaaS）、環境に優しい小型車両の導入（グリーンスローモビリティ）、自動運転技術等の新たな交通技術は、技術革新や国の動向等を注視しながら、適応性が高く効果が見込まれる技術の導入について、必要に応じて検討します。

図 人工知能（AI）を活用した最適なルートや走行時間の設定に関する実証実験（南部地区）



出典：能代市 HP（＝南部地区予約制乗合タクシーの案内）

図 道路網整備の方針図



3. 住環境・市街地整備構想

3-1. 基本的な考え方

- 本市は、能代地域および二ツ井地域のそれぞれに用途地域を定め、土地利用の規制・誘導や道路・公園・下水道等のインフラ整備により、市街地を形成してきました。
- 市街地内には、隣接町も含めた広域的な拠点である能代地域の中心市街地、二ツ井地域の経済的中心地である二ツ井地域中心部、土地区画整理事業や民間開発行為等によって形成された主要な住宅地である東能代地区および向能代・落合地区など、特性の異なる住環境が形成されています。
- また、市街地の周辺では、浅内、檜山、鶴形、常盤、富根の各地区に主要な農山村集落が形成され、農林業や農山村独自の文化を継承する役割を担っています。
- 一方、人口減少・高齢化に端を発し、空き地・空き家等の低未利用土地の発生・増加、コミュニティやまちづくり活動の停滞など、住環境を取り巻く環境は厳しさを増しています。そのため、地域がそれぞれの個性を発揮し、地域の資源（＝住民や企業、公共建築物、インフラ、自然など）を有効活用しながら、「自立」と「連携」による地域経営の視点をもった取組を進めていくことが重要です。
- 以上のことから、次の考え方を基本として、計画的な住環境の形成および市街地の整備を進めていきます。

（１）暮らしの快適性と利便性の維持・向上を図ります

- ・ これまで長い年月をかけて形成してきた市街地や集落の形態を基礎としながら、地域特性に応じた良好な居住環境の形成、生活に必要な機能の確保やにぎわいの形成を推進します。
- ・ 取り組みにあたっては、住宅や商業施設等の建築ストックを最大限活用することを基本としながら、長期にわたり未着手となっている土地区画整理事業の見直しを検討するほか、ICT 等の新技術の活用についても検討します。

（２）空き家や空き地、未利用の公有地など、既存ストックを有効活用します

- ・ 人口や世帯数の減少にともない、空き家や空き地等の低未利用土地が時間的・空間的にランダムに発生・増加（＝都市のスポンジ化）していくことが予想されます。また、能代北高等学校跡地や旧東能代中学校跡地等の未利用の公有地も分布しています。
- ・ 新たな開発需要は、市街地エリア内を基本に規制・誘導していくことから、空き家や空き地、未利用の公有地等を受け皿として有効活用するほか、適正な管理を促進します。
- ・ 庁舎や集会施設、公営住宅等の公共建築物は、老朽化や市民ニーズの変化への対応、維持管理や修繕・更新費の縮減等に対応した、適切なマネジメントを推進します。

（３）豊かな自然環境を「地域の資源」として積極的に活用します

- ・ 森林や田・畑等の農地が有する、農産物等の生産、環境保全や水源かん養、気候緩和、保健・レクリエーション、良好な景観の形成等の多様な機能を活用し、グリーンツーリズムや自然観察会等による地域間交流を促進します。
- ・ 新たな雇用と収益源の創出、発災時のライフラインの安定的な確保、脱炭素社会の実現等に向け、豊かな自然環境を活用し、再生可能エネルギーを地域で作・使用する「エネルギーの地産地消」を促進します。

（４）行政と市民・民間との協働による地域づくりを促進します

- ・ 地域住民、NPO、企業、各種団体など、地域内外の多様な主体の力を組み合わせ、連携しながら地域づくりに取り組むことができる環境を形成します。
- ・ 地域住民、NPO、企業、各種団体等が主体となった地域づくりに関する取組を支援します。

３－２．住環境・市街地整備の方針

（１）良好な居住環境の形成

- ・ ライフスタイルの変化にともなう住宅への市民ニーズの多様化に対応するため、住宅のリフォームやバリアフリー化の促進、市ホームページや相談窓口での情報発信等を推進します。
- ・ 木材製品の地産地消および市内外への情報発信を図るため、地場産秋田スギ内外装材を活用した住まい・まちづくりを促進します。
- ・ ごみのポイ捨てや不法投棄の抑制に向けたマナー教育や清掃活動の普及・啓発・支援等を進め、良好な居住環境や美しい景観の保全を図ります。
- ・ 冬期間の円滑な通行を確保するため、幹線道路や生活道路等の除雪や視界不良箇所での防雪柵の設置を進めます。また、地域で除排雪する際の機械の貸し出しや除雪ボランティアの取組を支援するなど、地域と連携した除排雪を促進します。

（２）にぎわいのある中心拠点の形成

- ・ 能代・二ツ井の各地域における中心拠点を対象に、都市機能や居住機能の維持・向上を図るため、空き家のリフォームや空き店舗のリフォーム・リノベーション、財政的な優遇措置等の展開など、立地適正化計画に基づく各種の誘導施策を推進します。
- ・ 能代地域中心拠点では、道路や公園等の公共空間の利活用、民地部分の広場化、沿道施設も含めた良好な景観の形成など、居心地が良く歩きたくなる空間づくりを進めます。また、各種プロジェクトの実践に向けた実証実験を支援します。

図 合同会社「のしろ家守舎」が取り組むマルヒコプロジェクト

（左：空き店舗と歩道を一体活用した実証実験、中・右：空き店舗のリノベーションイメージ）



（３）「小さな拠点」づくりの研究・検討

- ・ 集落拠点を中心に複数の集落が散在する地域（集落生活圏）を対象に、商店や診療所など、日常生活に不可欠な生活サービス施設の確保や集落間の交流促進、首都圏等からの移住者の受け入れ、地域資源を活用したコミュニティビジネスの創出など、地域住民等との協働による「小さな拠点」づくりに向け、研究・検討を進めます。

図 「小さな拠点」のイメージ



※「小さな拠点」は  で囲んだエリア、「ふるさと集落生活圏」は  のエリアです。

出典：実践編「小さな拠点」づくりガイドブック（2015年3月、国土交通省国土政策局）

（４）土地区画整理事業の見直し

- ・ 土地区画整理事業のうち、都市計画決定から20年以上の長期にわたり未着手となっている地区は、必要性や実現性を再検証し、「存続」「縮小」「廃止」の方向性を決定し、必要に応じて見直しを行います。

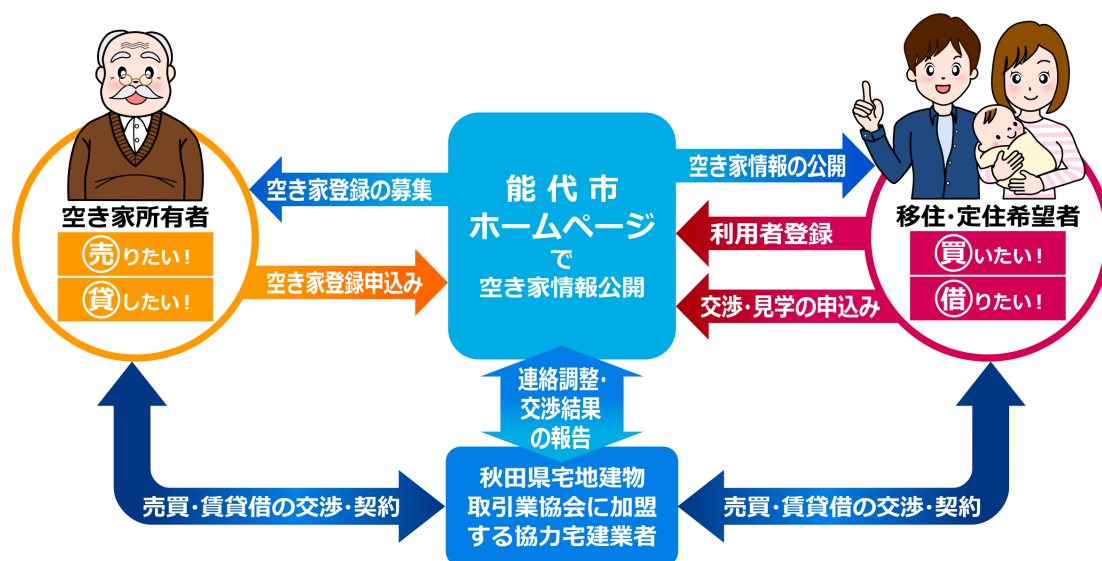
（５）ＩＣＴ等の新技術の活用

- ・ 地域課題の解決に資する ICT 等の新技術について、実現可能性の研究・検討を進め、本市の特性に合った新技術の活用を進めます。

（６）都市のスポンジ化対策の推進

- ・ 時間的・空間的にランダムに散在・増加していくことが見込まれる空き地・空き家等低未利用土地は、広報や市ホームページでの情報発信、出前講座の開催等により、適切な維持管理や利活用を促進するための意識啓発に取り組みます。
- ・ 空き家バンクによる物件情報の提供を継続するとともに、入居時における住宅リフォームの支援、地域住民等との協働による居住目的以外での活用に向けた仕組みづくりなど、空き家の利活用を促進します。
- ・ 周辺へ悪影響を及ぼす可能性が高い特定空き家等は、所有者等に対し除却、修繕、立竹木の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法の規定に基づき助言または指導等を行い、早期に解決が図られるよう努めます。

図 能代市空き家バンクのイメージ



（７）未利用の公有地の有効活用

- ・ 未利用の公有地は、多様な活用手法を検討するなど、資産の有効活用を積極的に進めていきます。
- ・ 能代地域の中心市街地に位置する能代北高等学校跡地は、中心市街地活性化等の観点からその活用を図るため、集客機能や交流機能等の配置、民間資金やノウハウの活用（PPP/PFI 等）も含めた複合施設等の検討を進めます。

（８）公共建築物の適切なマネジメントの推進

- ・ 庁舎や集会施設、公営住宅等の公共建築物は、統廃合や複合化・集約化等による施設保有量の適正化を図るほか、予防保全型管理による施設の長寿命化およびライフサイクルコストの低減、効果的な民間資金やノウハウの活用（PPP/PFI 等）なども視野に入れ、中長期的な視点に立ったマネジメントを推進します。
- ・ 能代地域の中心市街地内に位置する市営万町住宅は、耐用年限を超え老朽化が進行していることから、津波災害等の災害への対応にも配慮した建替えを推進します。
- ・ 空き家を活用した公営住宅やセーフティネット住宅等の構築について、必要に応じて検討します。

（９）自然環境の保全・活用

- ・ 本市の豊かな自然環境は、貴重な資源として保全するとともに、グリーンツーリズムや自然観察会、美化・保全活動など、守り・育てることに資する取組を支援します。
- ・ 環境負荷の小さい土地利用の推進や地域経済の活性化、発災時のライフラインの確保等を促進するため、風力、太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の誘致等を進めます。

図 本市が目指す「エネルギーのまち」のイメージ



出典：能代市次世代エネルギービジョン（2019年3月）

(10) 協働の地域づくりに向けた環境形成

- ・ 地域住民、NPO、企業、各種団体等が各種の地域課題の解決に向けた様々な活動に積極的に取り組めるよう、団体の設立や活動、人材の育成を支援します。
- ・ 首都圏等からの「関係人口」の受入体制を整え、地域外の人材が持つ経験・スキルを活用した地域課題の解決、新たな価値の創出等のほか、将来的な移住・定住を促進します。
- ・ 地域住民、NPO、企業、各種団体等が実施する、道路や公園等の公共空間を活用したにぎわい形成等に資する取組を支援します。

4. 防災まちづくり構想

4-1. 基本的な考え方

- 本市は、一級河川の米代川が市域のほぼ中央部を東西に流れ、藤琴川や阿仁川等の小河川が存在するほか、フェーン現象の発生しやすい日本海に面しています。これらの地勢条件から、本市では、1949 年（昭和 24 年）と 1956 年（昭和 31 年）に大規模火災（能代大火）、1972 年（昭和 47 年）と 2007 年（平成 19 年）に水害、1983 年（昭和 58 年）に日本海中部地震等による津波災害など、多くの災害を経験してきました。
- 過去の災害を教訓とし、本市では「燃えないまちづくり」を目指した都市計画事業のほか、堤防整備や護岸工事等の治水事業、公共施設や都市基盤の耐震化等の様々な施策を進めてきました。
- 一方で、近年は、水災害を中心とした自然災害の頻発化・激甚化による甚大な被害が全国各地で発生しており、本市においても、市の特性を踏まえたさらなる防災・減災対策の取組が必要です。
- 以上のことから、次の考え方を基本として、災害に強い安全なまちづくりを進めていきます。

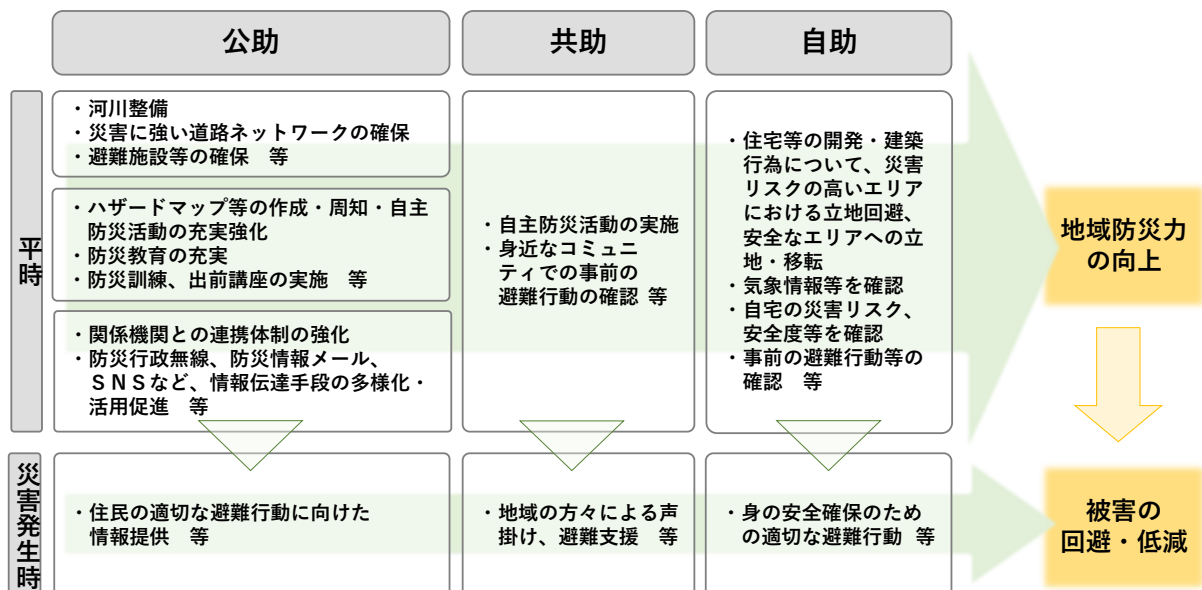
（１）災害による被害の回避・低減に努めます

- ・ 自然災害の発生自体は防ぐことができなくても、事前の取組や対策等により、災害発生時の被害の回避・低減は可能です。本市で想定される様々な災害に対して、各地区の特性に応じて異なる被害を想定し、ハード・ソフトの両面から、防災・減災対策に取り組めます。

（２）地域住民や事業者等との連携により地域防災力の向上を図ります

- ・ 災害に強い安全なまちづくりに向けては、行政によるハード整備のほか、地域住民や事業者等の個々人が、災害により起こりうる被害や自助・共助の重要性を認識し、洪水・地震・土砂災害等の様々な災害に備える防災意識社会への転換が必要です。そのための防災訓練や防災教育等の取組の促進や、確実な避難行動等につながるような、分かりやすく、適切な情報提供体制の構築等により、地域防災力の向上を図ります。

図 災害に強い安全なまちづくりに向けた取組のイメージ



4-2. 防災まちづくりの方針

(1) 水災害対策の推進

- ・ 河川の氾濫や土砂災害の発生抑制に向けて、雨水排水対策や土砂災害対策を促進するとともに、防災機能を有する農地や森林等の保全と適正な維持管理を図ります。
- ・ 洪水被害の低減に向けて、米代川等の計画的な河川改修について、国や県等の関係機関へ働きかけるとともに、市管理の河川や水路については、引き続き適切な維持管理に努めます。さらに、一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置指導を行うなど、流域治水の考え方により、地域一体となった治水対策を図ります。
- ・ 災害発生時の継続的な機能の確保に向けて、仁井田浄水場の浸水対策を検討します。
- ・ 洪水や内水等による被災リスクの高いエリアについては、住宅等のかさ上げ等に対する支援など、浸水低減対策を検討します。
- ・ 土砂災害特別警戒区域等の災害の危険性の高い地域においては、開発の抑制を図ります。
- ・ 社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設や重要な公共施設等を保全対象とし、土石流や急傾斜地崩壊、地すべりの兆候のある箇所等について、重点的に土砂災害対策施設の整備を促進します。

(2) 地震対策の推進

- ・ 災害時の避難・救護等の防災拠点等になりうる公共建築物の耐震化を推進するとともに、住宅の耐震化促進に向けた普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を行います。なお、能代市地域防災計画に基づき、緊急輸送道路沿道の区域の建築物を優先的に実施します。
- ・ 大規模地震等においても緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、緊急輸送道路等に架かる老朽化の著しい橋りょうから優先して耐震補強等を進めます。また、無電柱化推進計画に基づき、市街地の緊急輸送道路について無電柱化を推進します。
- ・ 老朽空き家等の倒壊等による被害の拡大を防止するため、市内全域を対象に実態調査を実施するとともに、特定空き家等の解体促進に向けた支援の実施・周知を行います。
- ・ 津波発生時の確実な避難行動に向けて、津波避難計画に基づく避難訓練等を実施します。
- ・ 津波、高潮および波浪等による被害の防止・軽減を図るため、離岸堤や護岸等の海岸保全施設について、国や県等の関係機関への働きかけを行います。

（３）災害に強い都市環境の整備

- ・ 道路整備にあたっては、災害時における孤立予防やリダンダンシー機能（多重性・代替性）の確保といった観点も考慮しながら、災害に強い道路ネットワークの構築を図ります。
- ・ 安全に避難することが可能な指定緊急避難場所や指定避難所、その他避難施設の確保に努めます。指定避難所については、要配慮者の受け入れに対応した福祉避難所の指定を強化するとともに、小中学校に整備されている太陽光発電設備の適切な維持管理など、学校施設の避難所機能を強化します。
- ・ 冬季の円滑な交通確保のため、市町村等と連携した効率的な除雪や除雪体制の強化を推進するとともに、道路の雪害対策の推進に向け、地吹雪等の発生危険箇所に防雪柵等を整備します。

（４）情報提供体制の構築

- ・ 災害時における、県・消防・警察・気象台など、関係機関との情報共有や連携体制の強化を図ります。
- ・ 市民への確実な情報伝達を図るため、「全国瞬時警報システム」（Ｊアラート）や「情報集約配信システム」を活用するとともに、防災行政無線、防災行政無線テレホンサービス、防災情報メール（登録制メール）、エリアメール、ＳＮＳ、防災アプリ等の情報伝達手段の多様化・多重化を促進し、活用の周知を図ります。

（５）市民の防災意識の向上

- ・ 市民の安全で円滑な避難に向けて、防災ハザードマップ（津波、洪水、土砂災害等）等を活用し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知を図ります。
- ・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、自治会・町内会に対し、自主防災組織の結成促進や活動の充実・強化を働きかけるとともに、組織と連携した訓練や出前講座等を実施します。
- ・ 児童生徒の防災意識の醸成や災害時に適切な行動ができるよう、学校における防災教育の充実、教職員の防災教育に関する指導力の向上に向けた研修を実施します。
- ・ 災害時における県、防災関係機関、地域住民等との連携体制の構築を図るとともに、地域住民の災害時の対応能力の向上のため、「能代市総合防災訓練」を毎年度実施します。
- ・ 津波や洪水等の浸水が想定されている地域に立地する要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成および訓練の実施を促進します。
- ・ 津波や洪水等の浸水が想定されている地域などについては、災害リスクを踏まえた防災行動計画（マイ・タイムライン等）の作成の促進を強化するなど、防災意識の向上に資する取組の強化を図ります。
- ・ ＢＣＰ（事業継続計画）策定の必要性について普及啓発するとともに、市内企業のＢＣＰ策定を促進します。

5. 都市施設整備構想

5-1. 基本的な考え方

- 本市は、1940年（昭和15年）に旧能代市の全域に、1948年（昭和23年）に旧二ツ井町の一部に都市計画区域を定め、その後、昭和20年代より、道路や公園、公共下水道、市場、駐車場等の都市施設を順次都市計画決定し、整備を進めてきました。
- これらの都市施設は、整備が完了し、その機能を発揮しているものがある一方で、都市計画決定後20年以上の長期にわたり、整備未着手となっているものも存在します。
- また、整備が完了している道路や公園、市場等の都市施設は、その機能を持続的に発揮できるよう、維持管理や更新を進めていくことが重要です。
- 都市施設の整備や維持管理・更新を計画的に進めていくためには、今後も継続が見込まれる人口減少・高齢化、それにとともう歳入の減少など、財政的な制約を考慮しながら取り組む必要があります。
- 以上のことから、次の考え方を基本として、計画的な都市施設の整備や維持管理・更新を進めていきます。

（1）社会経済情勢の変化を踏まえた都市施設整備を推進します

- ・ 都市施設は、都市計画決定から20年以上の長期にわたり整備未着手となっているものを中心に、「集約連携型の都市構造」の実現を踏まえた必要性や実現性を再検証し、見直しを行います。

（2）都市施設の計画的・効率的な維持管理等を推進します

- ・ 既存の都市施設は、老朽化の状況や発生が想定される災害リスクの状況等を踏まえ、予防保全型管理を基本とした施設の長寿命化を進め、ライフサイクルコストの低減を図ります。

5-2. 都市施設整備の方針

（1）必要な都市計画の見直し

- ・ 都市計画決定された幹線街路で、長期間にわたり事業着手がなされていない路線については、必要性等を再検証し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定したうえで、計画の見直しを行います。
- ・ 公共下水道は、人口減少等の社会情勢の変化に対応するため、地域特性や地域住民等の意向を踏まえながら、処理方法等の見直しを行います。

（2）都市施設の整備推進

- ・ 都市計画決定された道路や公園のうち未整備の施設は、地域住民等の意向を踏まえながら、計画的な整備を推進します。
- ・ 下水道は、「能代市生活排水処理整備構想」に基づき、整備を推進します。
- ・ 水道未普及地域の解消や簡易水道等の統合など、水道の整備について検討します。

（3）都市施設の機能維持・向上

- ・ 既存の都市施設は、定期点検や市民等から寄せられる情報等により状況を把握し、ライフサイクルコストの低減を前提とした、計画的な維持管理・更新を推進します。
- ・ 都市施設の整備や維持管理・更新にあたっては、効果的な民間資金やノウハウの活用（PPP/PFI等）なども視野に入れ、中長期的な視点に立ったマネジメントを推進します。